

平成 19 年 12 月 16 日 制定

日本地域学会機関誌の定期購読、バックナンバーの販売およびオンライン購読等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則第 4 条第三号に規定する本学会機関誌（『地域学年報』『地域学研究』）の販売（以下、販売）およびその在庫管理等に関する規則等について定める。

(種類)

第 2 条 販売の方法は、以下の各号の何れかによる。

- 一 定期購読者への販売
- 二 バックナンバー注文者への販売
- 三 インターネットによるオンライン購読者への販売

2. 定期購読者およびオンライン購読者は、年度ごとに当該購読料を支払わなければならない。

3. 定期購読者には、当該年度に印刷、出版される『地域学研究』を販売する。

4. バックナンバー注文者へは、その注文内容に応じて『地域学年報』『地域学研究』の在庫を販売する。

5. インターネット購読者には、インターネットを介して、当該年度において本学会が保有し、または管理する『地域学年報』『地域学研究』のデジタルデータを閲覧すること（以下、オンライン購読）を許可する。

(定期購読の申込み)

第 3 条 『地域学研究』の定期購読を希望する者は、本学会が別に定める定期購読申込書に必要事項を記入し、本学会事務局（以下、事務局）へ提出する。

(バックナンバー購入の申込み)

第 4 条 『地域学年報』および『地域学研究』のバックナンバーの購入を希望する者は、本学会が別に定めるバックナンバー購入申請書に必要事項を記入し、事務局へ提出する。

(オンライン購読の申込み)

第 5 条 インターネット購読を希望する者は、本学会が別に定める様式を用いて、日本地域学会機関誌等電子ジャーナル化に関する規程（以下、J-STAGE 規程）第 7 条または同規程第 7 条—2 に定める web 会員の申込を事務局に対して行う。

(承認)

第 6 条 本学会事務局長（以下、事務局長）は、定期購読の申込みがなされた場合には、当該申込書の記載事項を検討し、問題が無ければ当該定期購読を承認する。

2. バックナンバー購入の申込みがなされた場合には、前項を準用する。

3. オンライン購読の申込みがなされた場合には、J-STAGE 規程第 2 条に定める管理者（以下、管理者）は、当該申込書の記載事項を検討し、問題がなければ、J-STAGE 規程に従って当該オンライン購読を承認する。

4. 管理者は、管理責任者を指名し、その職務の執行を委任することができる。

5. 事務局長ないし管理責任者は、第 1 項、第 2 項あるは第 3 項の場合において当該申込書の記載事項に問題がある場合には、必要に応じてその処理について本学会理事会（以下、理事会）に諮らなければならない。

（購読料）

第 7 条 定期購読料およびバックナンバーの価格については、理事会が別に定める。

2. オンライン購読料は、J-STAGE 規程第 8 条に定める web 会費をこれに充てる。但し、海外居住の web 個人会員 B あるいは web 機関会員 B については、本学会送金為替等の換金手数料等に関する規程第 2 条第 2 項に規定する換金手数料に相当する金額を当該 web 会費に加算した金額を請求する。

（支払い方法）

第 8 条 原則として、定期購読料およびバックナンバー販売代金の支払は、本学会が指定する銀行口座への振り込みで行う。

（定期購読の開始、中止）

第 9 条 原則として、定期購読の中止は、事務局に対してその申し出を行った年度の翌年度から認められる。但し、その申し出の時点で、当該購読者に関して、当該年度に印刷、出版されるべき『地域学研究』の発送等の具体的配布措置がなされていない場合にはこの限りでない。

2. 定期購読が承認された年度に印刷された『地域学研究』は、その承認の日にかかわらず、すべて当該定期購読者に配布される。

（オンライン購読の開始、中止）

第 10 条 オンライン購読の開始および中止の取り扱いは、J-STAGE 規程の規定に従う。

（在庫管理）

第 11 条 『地域学年報』および『地域学研究』の在庫（以下、在庫）は、その実数が常に明らかとなるように管理しなければならない。

2. 前項に規定する在庫の管理責任者は事務局長とする。
3. 在庫は、適宜、時価再評価を行い、本学会の資産勘定借方の部に機関誌在庫評価額として計上することができる。

(別規則)

第12条 この規程および関連規程では定まらない事項については、理事会の議を経て別に定める。

(改正)

第13条 この規程は、理事会の議を経て改正することができる。

附則

(施行)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 前項の規定にかかわらず、この規程の成立後は、その成立の時点で既に承認されている購読者等が明らかな不利益を被らない限り、販売および在庫に関する取り扱いはこの規程に従う。